**平成２３年（フ）第１４９号**
沖縄県中頭郡西原町字我謝241番地の75　ドミールなかさと305号
債務者　当真妃奈子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第４１２８号**
札幌市北区新琴似８条12丁目２番24号　鶴之荘３号
債務者　木村　雅明
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８４８号**
札幌市白石区南郷通３丁目北３番６―205号
債務者　脇田恵美子（旧姓枡本）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０６９号**
札幌市手稲区曙３条３丁目３番９号
債務者　原　真知子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１２９号**
札幌市中央区北３条西26丁目３番11―301号
債務者　土谷このみ
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１５４号**
札幌市中央区南７条西20丁目１番16―302号
債務者　須藤　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１６０号**
北海道恵庭市栄恵町113番地　エクセルカメヤ206号
債務者　片山　広幸
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１９１号**
札幌市白石区北郷３条３丁目15番７号　エスペランサ北郷101号
債務者　西田　　武
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２号**
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2875番地４
債務者　石田　　繁
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７１号**
群馬県前橋市古市町１丁目27番地14　マイカルハイツ103号
債務者　志摩　茂夫
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７４号**
群馬県佐波郡玉村町大字下新田608番地
債務者　高橋　貴之
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第１７９号**
群馬県前橋市上新田町２番地１　111号
債務者　今井みち江（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第２０８号**
群馬県前橋市下小出町２丁目21番地７　下小出中央ビル201号
債務者　高橋　岱士
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第９９号**
千葉市緑区誉田町２丁目20番地533
債務者　杉田　春美
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第３７４号**
千葉県習志野市藤崎４丁目16番６号　藤荘102号
債務者　山脇　文悦
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第４４１号**
千葉県八千代市萱田2238番地９　コンフォートシティ303号
債務者　宿屋　由味
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３７号**
相模原市南区上鶴間３丁目24番１―126号
債務者　鈴木　康功
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部